# 法学部の学生のみなさまへ

# わかっておきたい

# 判例の探し方入門編

\* 狭義には最高裁判所の判例だけをさす場合もあります。ここでは各種判例集等に判例として掲載されているものを判例とします。 国内各地の裁判所で扱われた事件の経過や結果は1件ずつ記録され、一定期間裁判所や検察庁に保管 されます。その文書のうち、ごく一部が"判例"と呼ばれ各種判例集やデータベースに掲載されます。

判例が掲載される資料には次のようなものがあります。

判例揭載資料	特	徴	掲載までの期間	収録対象	備考	
	利点	注意点		裁判所		
裁判所・行政機関 発行の判例集 (公式判例集)	厳選された判例情報が 省略されず掲載される	掲載判例数が少ない (年間収録数約50件前後) 収録までに時間がかかる	半年~1 年以上	各裁判所	論文執筆の際は優 先して引用するこ とが望ましい	
裁 判 所 発 信 の Web-page	速報性あり	公式判例集への掲載内容 の一部が省略されている	翌日~約2週間 から1ヵ月後	各裁判所		
判例雑誌	判例の収録対象が広く、 比較的早く掲載される (年間収録数約500~600件)	掲載内容に一部省略あり	早くて1ヵ月後 ~6ヵ月後	全裁判所	各雑誌の索引から 検索する 専門分野の判例を 集め掲載している 分野別雑誌もあり	
判例データベース	キーワードで全資料を 横断的に検索できる 判例の収録対象が広く、 数が多い (年間収録数約 3000 件)	判例集などの掲載資料が 発行されてから掲載され るため時間がかかる 別紙資料や図表が省略さ れている	更新頻度による が、およそ2週 間後~6ヵ月後 以降	全裁判所	情報源の多くは 公式判例集や雑誌	

★大審院時代についての判例は、その時代の公式判例集による。 ☆現在の判例については各団体・個人の HP から入手することも可能。
★最高裁判所発行の判例集には、各裁判官の意見が省略されずに載るほか、第一審、第二審の事実、主文、理由が載っており、事件の流れを知ることができる。



このような流れで判例は様々な媒体に収録されていきます

\*参考文献:いしかわまりこほか.リーガル・リサーチ. 第5版,日本評論社,2016.4, p.147.

でも、具体的にどんな判例が調べたいのか、いまいちわかっていないし、ぴんと来ないあなた! まずは東大で提供しているデータベースや各HPから手軽に判例を検索してみましょう!

#### 判例データベース

東京大学で利用できる日本の判例データベースはいくつかあります。東京大学法学部研究室図書室のウェブ サイトの「データベース」ページ <u>https://www.lib.j.u-tokyo.ac.jp/database.html</u> から使うことができ ます。

どれがいいの?と思われるかもしれませんが、それぞれ収録範囲や収録誌が違いますので、一長一短といったところです。片方に載っていない判例がもう片方には載っていた、ということはよくありますので、皆さんも色々試してみてください。

#### データベースには、学内からのみアクセス可能なものと学外からでもアクセスできるものがあります。

※学内からのみアクセス可能なデータベースについては、学内ネットワークにつながった端末からアクセスしてください。 ※学外からのアクセス方法の詳細については、Literacyの「学外からの利用」 https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/ja/library/literacy/user-guide/campus/offcampusをご覧ください。

データベース名	概要	学外からのアクセス方法
D1-Law.com	第一法規が提供する『現行法規』『判例体	学外アクセス不可
(第一法規	系』『法律判例文献情報』の各データベー	
法情報総合データベース)	スを融合した総合検索データベースです。	
Westlaw Japan	日本法の総合データベースです。 法令、	EZproxy(イージープロキシ)経由
	判例、政策情報、主要判例雑誌、コンメン	
	タール、学術論文、報道記事などから、法	
	律情報を検索できます。	
LEX/DB インターネット	明治8年の大審院判例から今日までに公	EZproxy(イージープロキシ)経由
	表された判例を網羅的に収録した日本最	TKC にログイン
	大級のフルテキスト型データベースです。	(TKC は法科大学院生のみ)
公的判例集データベース	公的判例集の原本 PDF を Web 上で検索	EZproxy(イージープロキシ)経由
	し、閲覧できるデータベースです。	TKC にログイン
		(TKC は法科大学院生のみ)

また、インターネット上で無料公開されている判例データベースもあります。

	裁判所サイトトップページ>裁判例情報
見支井州武	裁判所の判例情報を検索するホームページです。最高裁判例集 高裁判例集 下級裁判例集 行政
	事件裁判例集 労働事件裁判例集 知的財産裁判例集が検索できます。
<b>取高</b> 数刊所	!!商業データベースには収録数で負けますが、一番掲載が早い判例情報サイトです。たまに商業データベ
	ースにも載っていないものが載っていたりとなかなかあなどれません!!
	https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1
最高裁判所	最高裁判所図書館は裁判所の中央図書館です。こちらの図書館の蔵書検索システムでは、「内容細
図書館	目」に平成 17 年からの、雑誌の判例掲載情報が記載されており、フリーワード検索ができます。
蔵書検索システム	https://s-opac.net/Opac/search.htm?s=aXbCO25UBZUHYHJnQwzQuyWoDne

それでは早速データベースを使ってみましょう!

例題① 大判昭 10・10・5 民集 14 巻 1965 頁の判決全文と判例評釈を 入手しなさい。

判例は大体が省略されて引用され、

① 裁判所名+裁判の種類+②裁判年月日+③出典 のように表記されます。

① 裁判所名・裁判の種類

裁判所名は略称で表記されます。原則として以下のルールです。

裁判所名	略称
最高裁の大法廷	最大
最高裁の小法廷	最のみか最〇小
下級裁判所	所在地+裁判所の審級(地裁、高裁など)の例:横浜地→横浜地方裁判所
大審院	大
旧大審院連合部	大連

裁判の種類	略称
判決	判
決定	決
命令	合

2 裁判年月日

判決・命令・決定等が言い渡された日の元号の頭文字+ 〇年〇月〇日で表記されます。

③出典

その判例が掲載されている判例集や雑誌の巻号・頁数が記載されます。複数の媒体に掲載されている場合は、公式判例集が優先します。判例集や雑誌は略称で記載されます。

今回の場合は大 判 昭 10 10 5 民集 14 巻 1965 頁 なので、

#### 大審院 判決 昭和 10年 10月5日大審院民事判例集の14巻1965頁

になります。

判例をデータベースではなく、紙媒体で見たい場合は、この「出典」の欄をもとに探すことになります。 法学部研究室図書室では日本の判例集は L4 階の判例室に集められています。また、主な判例集は、L6 階の法 科大学院コーナーにもあります。

#### 判例集や雑誌の略称

判タ 金判 訟月 曹時・・・・判例集や、判例評釈が掲載されている雑誌は、省略して引用されるので、初めて みる人には暗号のように感じられるかもしれません。慣れればすぐに分かるようになるのですが、それまでは用 語集を持っておきましょう。

判例集の略称については法律編集者懇話会「法律文献等の出典の表示方法[2014 年版]

<u>https://www.houkyouikushien.or.jp/katsudo/pdf/houritubunken2014a.pdf</u> pp.24-27)や、国会図書館のリサーチ・ ナビ「日本-大審院・最高裁判所判例集」<u>https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/Japan-hanrei-sup.php</u> で確認す ることができます。

雑誌や紀要の略称については、『法律時報』の毎年12月号(2014年以前は1月号)に「文献略語表」が掲載されています。また日本評論社のページからダウンロードすることもできます。

<u>https://www.nippyo.co.jp/blogjihou/bunryaku/</u>一部コピーして持ち歩いておくと便利ですよ。

ちなみに冒頭の略称は判例タイムズ、金融・商事判例、訟務月報、法曹時報 になります。

#### みんしゅう・けいしゅう

判例を研究する上で避けては通れないのが、民集・刑集と呼ばれる公式判例集です。民集は「大審院民事判例集」(大正 11 年~昭和 21 年)または「最高裁判所民事判例集」(昭和 22 年~)のこと、刑集は「大審院刑事判例集」(大正 11 年~昭和 21 年)または「最高裁判所刑事判例集」(昭和 22 年~)のことを指します。

これらは公式判例集で、最高裁判所判例委員会が重要な判例として選んだものが掲載されています。ほぼ毎 月発行され、真ん中のところで民事の部と刑事の部に分かれています。(ちなみに後ろのほうが刑事の部なので、 たまーに未製本のものを読んだ人が刑集がないと転がり込んできたり・・)これを製本するときに分割して民集と 刑集という本になります。民集・刑集の特徴は、判示事項、判決要旨、参照条文などがありますが、特にその事 件の下級審の判決も掲載されているという点です。最高裁は法律審ですから、判決には事実の記載はありませ ん。事実を知るには下級審も読む必要があるためです。

論文やレポートでは、判例を引用する際は出典が求められます。特にこれらの公式判例集は優先して引用するのが望ましいとされています。

#### 判例評釈って何?

判例評釈(判例批評、判例研究、判例解説という場合もあり)は、実際の判例に研究者等が、判決に賛成、反 対、結論には賛成だが理由には疑問が・・など、それぞれの立場から解説を加えたものです。 判例評釈を読めば、その判例のキーポイントが分かるため、判例研究には欠かせないものです。判例評釈は基 本的に雑誌に掲載されています。

#### 事件番号って?

事件番号は本や論文では省略されることが多いですが、「最大決平成 25 年 9 月 4 日**平成 24(ク)984** 民集 67 巻 6 号 1320 頁」のように、裁判年月日の後ろに表記されることもあります。事件番号は、裁判所名と合わせて事 件を特定するものです。その裁判所が受け付けた年、事件の種類を表す符号、その年の事件について振られた 通し番号で構成されています。

今回の例では、**平成 24(ク)984**は、平成 24年に最高裁が受け付けた民事特別抗告事件のうち、984番目であることを示します。受け付けた年なので、判決等が出た年とは必ずしも一致しないことに注意してください。

では、まず法学部研究室図書室の「データベース」ページからアクセスしてみましょう。

※東京大学所属者向けの「学術情報リテラシー」の案内をまとめた「Literacy」からアクセスも可能です。 また、東京大学附属図書館 Web サイトの「データベース一覧」からアクセスすることもできます。



E-journal & E-book Portal 

発展してきた長い歴史と伝統を持つ図書室であ



データベースページにはたくさんのデータベースがあります。この中で日本の判例を探すのに役立つものを選び ましょう。



D1-Law.com(第一法規法情報総合データベース)にアクセスしてみましょう。



#### 【学内・学外を問わず利用可】

法律・政令・府省令・規則について、各府省が確認した法令データを提供しています。法令名別・事項別・法令番号別などで検索することができます。(総務省提供)



こちらが D1-Law.com の画面です。では日付を手がかりに探していきましょう。

D1-Law.com は法情報の総合データベースです。判例の検索のほかにも、さまざまなデータが搭載されています。最上段の「フリーワード検索」では、契約中のコンテンツの横断検索が可能です。また、「判例体系」からは、裁判年月日や事件番号などのさまざまな条件で判例を検索することができます。今回は日付がわかっていますので、「判例体系」を使い、裁判年月日の欄に日付を入力します。

-∰- DI-Law.com			Ņ	ブックマーク一覧 🏟 設定 ログアウト
	入力したフリーワードで契約中のコンテンツが横断検索	cēātý AND → Q 検索		
契約中のサービス 法会 現行法規(現行法検索)	新著 現行法規 (履歴検索) 新著 判例 判例体系	新春 文献 文献編 新春 判例編 新春		
④ 検索履歴		員 ブックマーク	もっと見る	
● 更新情報		▲ お知らせ		
2023年01月23日 現行法規 令和5年1月20日までにク <b>料例体系</b> 令和5年1月12日(訳 21,772件毛収録 文献情報 2023年1月発行までの	3年された法令を収録 1年月日)までの判決書誌・3 2 7, 8 3 9 件、判決本文・3 0文献请報・7 9 2, 7 0 5 件を収録	2022年12月23日 <b>「Legalscape」(株Legalscape)</b> <b>事法務)からのリンク達成について</b> 2022年12月23日に「Legalscape] ンタール」(映画事法物)から「近 指いたしましたので、初らさいか 詳しくは <u>こちら</u> をご確認ください。	▲ 登載「会社法コンメンタール」(株面 このお知らせ(「法律判例文獻情報』) (所にgalacape) 登載(会社法コンメ 違判例文献情報』へのリンク連携を開 にします。	文字サイズ <b>打</b> 上へ戻る 子
-血-D1-Law.com 判例体系 - Q 判例検索 - 新者	の判例		Ņ	ブックマーク一覧 🔅 設定 ログアウト
79-7-8	AND - 😵 事項	AND 👻 😣		
被判年月日 和唐 西暦 昭和 ▼ 10 年 10 月	5 日 🖬 から 🔊 和 👻 年	月 日 🗟 まで 日付指定 👻 🕺	戈判所	8
事件番号 令和 ▼ 年() 号		₩ 5 €	8	
參照法令		8		
<ul> <li>● 検索条件を追加・変更</li> <li>Q 検索</li> <li>● クリ</li> </ul>	7			よく使う検索 🖌 🥠 検索履歴
	検索条件を入	カしてください	日付を入	カして
	第一法規 法情報 オンラインマニュアル よくある	<b>服総合データベース</b> ご質問 ご利用規約 収録内容	検索をク	リック
	4	NATA NEXT		
	会社概要 お問い合わせ ご利用 Conveight & DALIPHI HOV	に際して 個人情報の取り扱いについて CO_LTD_AII Rights Reserved		文字サイズ <b>打</b> 上へ戻る 〒
民 約束手形金請求	事件		6 1	

#### 昭和10年10月5日に判決の出たものがいろいろ出てきますが、出典と照らし合わせて目指す判決を探します。

-⑪- DI-Law.com 判例体系 -	Q、判例検索 → 新着の判例		▶ ブックマーク一覧 🛟 設定 ログアクト
3件		< 1 > 20件ずつ表示 ▼	詳細表示 数判年月日が新しい ▼
該り込み	すべて選択		
情報の有無 本文あり 3 要旨あり 3 ● 常能なり 0 ● おかけで、 0 ● おかけで、 0 ● おかけで、 0 ● 計例のくらズ 0 ■ 評訳あり 1 ■ 載料年月日		9 6 5 頁 (27500753) 費と頃先を主ずる場合に、第三者が自ら不必要な土地を買収取得し、不当の利益を行 き旨の要求を提示し、他の一切の協調には応じない旨主張するなどの事情があると	ゆ 、 得ようとして、所有権行使に藉口して侵害者に対し きは、右侵害排除の強求は権利の国用に外ならない FBMID:15140753
	ス成日中・ 日法律新聞3899号7頁( 912号 一所改 正形 取職した特定多数の選挙人を集会を 大気 14	(27950598) <sup>e, その第上で一同に対し投票の勧請依要もしくは対象は要をする行為は、運続した 審院民事判例集 巻 1965 頁・・あった!</sup>	上会客(1) た個々面接の行為である。 新所ID:27950598 上会客(1) 文字サイズ TT 上へ戻る T



続いて判例評釈を調べてみましょう。検索画面の下のほうにあるのが判例評釈の一覧です。判例評釈は主に雑誌 に載っているものですので、雑誌名、巻号、ページ数を控えて直接雑誌架にいきます。和雑誌は L6 階〜L5 階 に、原則としてタイトルをローマ字読みにした時のアルファベット順で並んでいます。(各大学の紀要類は大学 名をアルファベットにした順です。例:法学論叢→京都大学が発行しているので、KyotoのKの棚にあります) また、雑誌によってはデータベースで見ることができるものもあります。

<通・D1-Law.com 判例体系	△ ◆ 検索結果 3件中、1件目を表示しています		<b>G</b>
目次	フリーワードヒット箇所0件 / >	本文内 検索 -	(四) (100(元))(五)
<ul> <li>▼ 要皆 要旨1 (民法総則) 要旨2 (物種法)</li> <li>▼ 判決文</li> </ul>	判例評釈 ▼		上告書 【学奈月温泉事件】大審院判 昭和10年10月5日大審院 民事判例集14巻1965頁 (27500753)
	田中實・民法判例百選〔1〕――総則・物権<第3版>(別冊ジュリスト104)6~7頁1989年9月		
::■ 参照	遠藤浩·民事研修425号45~50頁1992年9月		<ul> <li>(二) 関連</li> </ul>
参照法令	遠藤浩·民事研修451号27~31頁1994年11月		こんな判例も
判例評釈	大村改志・民法判例百選〔1〕――総則・物権<第4版>(別冊ジュリスト136)8~9頁1996年2月		大審院判大正12年11月6日大審院刑 事判例集2巻767頁(27539174)
	大村敦志・民法判例百選〔1〕――総則・物権<第5版>(別冊ジュリスト159)12~13頁2001年9月		大審院判明治32年6月2日大審院民事 判決録5輯6巻10頁(27821196)
	河上正二・法学セミナー48巻6号74~79頁2003年6月		もっと見る
	大村致志・民法判例百選(1)――総則・物権<第5版 新法対応補正版>(別冊ジュリスト175)12~13頁2005年4月		
	大村敬志・民法判例百選(1)――総則・物権<第6版>(別冊ジュリスト195)4~5頁2009年5月		
	大村敦志・民法判例百選(1)――総則・物権<第7版>(別冊ジュリスト223)4~5頁2015年1月		
	今尾真・法律科学研究所年報(明治学院大学)32号153~155頁2016年7月 (CINI )		
	大村敬志・民法判例百選(1)――総則・物権<第8版>(別冊ジュリスト237)4~5頁2018年3月		
			文字サイズ 🕂 上へ戻る 🕇

こちらの場合は、別冊ジュリストの195号の「民法判例百選(1)」の4-5ページに掲載されている、ということです。法学部研究室図書室では、別冊ジュリストは和雑誌のJの棚、ジュリストの後ろに配架されています。

#### 調査官解説

重要な事件になると判例評釈はたくさんありますが、その中でも特に重要なのが『調査官解説』と呼ばれ るものです。調査官解説は、実際にその判決に関わった人が、判断の過程などを解説しており、研究の際に は必読となっています。ただ、全ての判決について調査官解説があるわけではありません。「最高裁判所判 例集」に掲載されている裁判に限ります。

また、調査官解説は最初に「法曹時報」という雑誌に掲載され、それが一年分まとめられて、「最高裁判 所判例解説」になります。(雑誌に連載されたマンガが単行本になって発売される感じです)判決が出る→ 調査官解説が法曹時報に載る→最高裁判所判例解説にまとまる、とそれぞれ時間がかかりますので、最近の 判決の調査官解説を調べる時は注意してください。 こんどは Westlaw Japan についてみていきましょう。基本的に D1-Law.com と同じような操作です。

Super法令Web 【学内限定】【学外利用可(EZproxy) 法務省責任編集による法令集『現行日本法規 政令、府庁省令、規則・規定、告示 本町・	学内からアクセスする場合 (同一、「「「」」、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
<ul> <li>Westlaw Japan</li> <li>【学内限定】【字外利用可(EZproxy)</li> <li>『別例・法令その他から法律情報を検索できま</li> <li>英米法</li> </ul>	学外からアクセスする場合 UTokyo アカウントでログインし てください
例題② ブルドックソースとスティー めぐって争った最高裁の判	ール・パートナーズが新株予約権を J決と、判例評釈を入手しなさい。

Westlaw Japan も様々な法情報が搭載されていますが、その中から「判例」を選びます。



#### 今回は、判決年月日も掲載媒体もわかりませんので、キーワードで検索します。

Westlaw Japa	an	<b>ホーム</b> 親剛 法	その他のWeddawサービス <b>〇</b> Stall A32 ( ) ヘルプ・お同いらわせ ( ) ( 2027) 令 高法等 書籍/補誌 文献情報 ニュース記事 出版社別
<u></u> ム > (93%来計 条件検索 新判組	別体系(法分野から選択)	<b>素引換素(蒸判所名から選択)</b> データファイル	文子リイス [2] 甲 [ 全条件クリア] (この条件で検索
検索対象	☑民事		
検索語	検索範囲 フリーワード	: 🖸 すべて 🔍 要皆 💟 金文	
•	ブルドックソー Proサーナの	ス 新株子的推 : 夜系語語が (1~255)文字以内で、語順に 闘係ない マ	<ul> <li>▶ 検索記号選択</li> <li>✓ 表記の凭れを含む?</li> </ul>
裁判情報	裁判所	: 裁判所名を直接入力するか、裁判所検索で検索して下さい。部分的に入力しても検索できます。	▶ 裁判所検索
	裁判年月日		
	事件番号	: 令和 🗸 🦳 🛱 ( ) 第 号	▶ 符号一覧
	事件名(?) 裁判官名(?)	: :	▶ 裁判宣検索
出典・評釈	誌名	: ☑出典 □評款 臣名を直接入 □ 巻 □ 写 □ 頁 巻 号数推定 ∨	▶ 誌名検索
参照条文	単一指定	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	法令名②	: 法令名を直接入力してください。入力検袖を表示します。 ③ 完全一致 ○部分一致	
各入力機は部分的に入力して	ても検索できます。		

#### 検索結果の中、平成19年8月7日の判決が目的のものなのでクリックして表示させます。

	internet a gradienty diver die ster graded.	
1	Nestlaw Japan	ホーム 判例 法令 審決等 書語/雑誌 文献情報 ニュース記事 出版社別
杰-	-ム > 検索条件 > 検索結果 > 文書	X7947. 🖬 🕂 🔂
∢	5件ヒットしました。	■ 夏日
目次	(数判年月日(陽)(例) ▼ ● (教楽品黒を叙込む) (602)	載判年月日 平成19年8月 7日 黄判所名 最高鉄道二小法廷 黄料区分 決定 事件者号 平19 (許) 30号 事件名 株主総会決議法正等仮処分会令申立て却下決定に対する抗告重部決定に対する許可抗告事件 (ブルドックソース 対 スティールパートナーズ事件・許可抗告 高) 載料経果 抗告愛却 文献番号 2007WLJPCA08079001
	□ 1 <u>平成20年4月3日 新潟地域 平20(干)1016</u> 号 ★★★★★ 09 ◆株主無償割当てにより発行された <b>新株予約権</b> に基づく新株発行を差し 止めるのの成功分会の申立てがなされ	要旨 / 新刊期体系   ●株式会社が特定の株主による株式の公開買付けに対抗して当該株主の持株比率を低下させるためにする新株予約権の無償割当てが、株主平等の原則の趣旨に反せず会社法247   条1号所定の「法令又は定款に違反する場合」に該当しないとされた事例   ●株式会社が特定の株主による株式の公開買付けに対抗して当該株主の持株比率を低下させるためにする新株予約権の無償割当てが、会社法247条2号所定の「著しく不公正な   かいの当時で、中国が知られていた。一方式に
	□2 <u>平成20年 3月27日 新潟地税 平20(3)18号</u> ★★★★★ 0.9 ◆株主無保創当てにより発行された <b>新株予約権</b> に基づく新株発行を差し 止める旨の仮処分命令の申立てがなされ	方法により行びれる場合〕に改当しないとされた事例 ◆株主平等の原則の趣旨は株主に対して <b>新株予約権</b> の無償割当てをする場合に及ぶか ◆株主に対する差別的取扱いが株主平等の原則の趣旨に反しない場合 ◆特定の株主による経営支配機の取得に伴い、株式会社の企業価値が含過され、株主の共同の利益が寄されることになるか否かについての寄掘判断の方法
	□ 3 <u>平成19年 8月 7日 最高裁第二小法廷 平19(許) 30号</u>	◆ <u>会社法一〇九条一項</u> に定める株主平等の原則の趣旨は、株主に対して <b>新株予約権</b> の無偏割当てをする場合にも及ぶ。
iView	サーキ 事件名 株主総会決議憲止等仮処分命令申立て却下決定に対する抗告責 却決定に対する許可抗告書件 (ジルドックソース対スティールパー トナーズ毎年 (中可抗告書) ・株式会社が特定の株主による株式の公園買付けに対抗して当該株主の 特殊比率を低下させるためにする <b>動株予</b>	◆特定の株主による経営支配権の取得に伴い、株式会社の企業価値がき損され、株主の共同の利益が害されることになるような場合に、その防止のために上記特定の株主を差別的に取り扱うことは、希平の理念に反し、相当性を欠く右のでない限り、会社法-つ九条-理に定める株主平等の原則の適当に反しない。 ◆特定の株主による経営支配権の取得に伴い、株式会社の企業価値がき損され、株主の共同の利益が害されることになるか否かについては、株主総会における株主自身の判断の正当性を失わせるような重大な期近が存在しない限り、当該利助が寄重されるべきである。 ◆株式会社 Yが株主であるXによる経営支配権取得のための株式の公開質付けに対抗して新株予約権の無償割当てを行うに当たり、新株予約権の内容につき、X及びその関係者以
	□ 4 <u>平成19年7月9日 東京高裁 平19(ラ)917日</u> ★★★★★ 50 申代名 株主総会決議会は単仮扱う会合申位却下決定に対する抗告申 (ブルドックソース対えティールにトナース申年・抗告書) ・相手方の全株式の公開慣付を行った外資系投資ファンドが、相手方が 防衛策として実施した <b>新務予約機</b> の無償	外の株主は割り当てられた <b>新株予約権</b> を行使することなどによって株式の交付を受けることができるが、X及びその関係者は割り当てられた <b>新株予約権</b> を行使することができず、 Y は金貝を交付することによって上記 <b>新株予約権</b> を取得することができる旨の意則的な条件及び条用が定められていた場合において、次の一〜三などの刊示の事情の下では、上記 新株予約権の無償割当ては、 <u>会社法一〇九条一項</u> に定める株主平等の原則の適皆に反せず、回 <u>法二回れ条一</u> 号所定の「法令又は定款に違反する場合」に該当しない。一、上記新株 予約権の無償割当てを行うことは、株主総会においてX及びその関係者以外のほとんどの株主の賛成をす可決されたものであり、これらの株主は、Kによる経営を取権の取得が 企業価値をき損し、株主の共同の利益を書することになると判断したものといえる。二、上記総会の手続に適正を欠く点があったとはいえず、また、上記判断はX及びその関係者
	□ 5 平成19年6月28日 東京地裁 平19 (三) 20081号 ★★★★ 50 事件名 株主総合法議員上等仮処分会争申立事件 (ブルドックソース 対 スティール(トトナーズ事件・第一部) ◆数対灯買取の対抗手段としてされた「新後予約種無質割当てについて、 会社法二回七条の規構適用があるとされ	において経営支配権取得後の経営方針を明示せず、投下資本の回収方針についても明らかにしなかったことなどによるものであるとうかがわれ、当該判断にその正当性を失わせる ような重大な規定はない。三、上記職務予約権の無償割当ては、X及びその関係着も意見を述べる機会のあった上記総会における議論を経てX及びその関係者以外のほとんどの株 主が是認したものである上、YがX及びその関係者に割り当てられた新株予約権を取得するに当たり交付する金員は当該新株予約権の価値に見合うものであって、衡平の理念に反 し、相当性を欠くものではない。 ◆株式会社 Yが株主であるXによる経営支配権取得のための株式の公開買付けに対抗して新株予約権の無償割当てを行うに当たり、新株予約権の内容につき、X及びその関係者以 外の株主は割り当てられた新株予約機を行使することなどによって株式の交付を受けることができまが、X及びその関係者は割り当てられた新株予約機を行使することができず、 Vは合きチャイオーマンドして、TUPがをやめたちまです。そのための様式の交付を受けることができまが、X及びその関係者は割り当てられた新株予約権を行使することができず、
	表示 OFFにまる	検索キーワード: <u>▲前 次▼</u> <u>ハイライトを非表示</u>





の判決全文と、判決時の国籍法の条文を入手しなさい。

まず、LEX/DB インターネットにアクセスし、トップページから判例総合検索にアクセスします。

DBインターネット		収録データに関するご指摘	ログアウト
ースの選択		ご利用のデータベースを選択してください。	
	単語合純素         ● 話記                御書かにの後になります。 御書からの後になります。               『● 話書加加 『のコーストーク 『「「「「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、	● 現売利例総合検索皿は不振音型所批決まし、①EE         ● 加約規度権       ①EE         ● た約時期2月回放金       ● まま取得時型的放金         ● ご参加を払利例検索       ● EE         ● 江及刊例検索       ● EE         ● 江及刊例検索       ● EE         ● 江及刊例検索       ● EE	
<ul> <li>(*) 行政機関等(審決・裁決)データペー</li> <li>(*) 野田</li> <li>(*) 野田</li> <li>(*) 国務</li> </ul>	ス 1庁審決検索 () 88 2石版審判所起決検索 () 688	<ul> <li></li></ul>	
	取引委員会審決検索 🥥 🚋	<ul> <li>● 提携OSA技会</li> <li>● EE</li> <li>● EX</li> </ul>	ŒB
		●LEX <u>-コース・レターキーワード茶の予約</u> ●LEX/DBU開数	
		トップページで判例総合検索を クリック!	

## 判決年月日と掲載文献を入力して検索してみましょう。

TKC法律情報データベー LEX/DBインター:	- ネ ネット							[	収録データに関するご指摘	ヘルプ	ወグアウト
データベースの選択 ン 綺感											
検索通日  フリーキーワード	お判年月日一裁判所名	本件委号   民刑区分   裁判結果	法編 法条 裁判解別 掲載	的文献    EX/DB文献委号							検索開設 全クリ
INNERT TO A CONTRACT		MILLELY PERSONNELY PERSONNEL									200
- 非利佐 日口	※検索する共和の	年月日本半角交3 カレズ/ビオレ									
	×12 × 9 5 × 10)-	4712+7 COUCCE	'o								-
○ 就11日102無0		: 令和 🗸 🛛 年	8 5 th 6	令和 🗸 🛛 年 月	日まで						
●裁判旧の指定		: 平成 > 20 年	6月4日								
			Return to the second second	-+							
	× POHECAC A	おお、主ての旅行がに国税行	ズク い 声楽時利所	<b>3</b> 0		14 地方我到面前			the relativity of the		
		L (±				* 1905-REXEN			19(3556711/1) TETRO 7, BESIEVIER		
===	ware Later the					A 110497.497					
■####################################	※牛奴と番ちは牛)	10、事件記録行ちは主月で入									
				***							
■ 民刑区分	※回も指定しない3	(音は、至ての事件が残累対象)	となります。少年争任は刑争	争用に含まれます。							
	W/272 15521 221 44		けのをわります								
民本本件				□ 取法, 亦再		口子小钟					
刑事事件			□ 束却			□ cs/i2 □ 免訴	<ul> <li>公訴樂却</li> </ul>	<ul> <li>管轄違い</li> </ul>	□取消	□その他	
■法編	※何も指定しない場	合は、全ての法編が検索対象	となります。								
□ 民事法編		□ 民事特別法編		□ 公法編		□ 社会経済	陆編		<ul> <li>刑事法編</li> </ul>		
■法条	※条数は半角で入	カしてください。									
		法令一致	条の	0	⊙and ⊖or						
		法令一致	秦の	o	OAND OOR						
		法令一致	秦の	の							
■裁判種別	※何も指定しない場	合は、全ての裁判種別が検索	対象となります。								
□判決		<b>C</b> 445		評判	□裁決		□その他				
一四城文献	※何も指定しない場	合は、全ての掲載文献が検索	対象となります。巻号等はっ	、『入力してください。							
民集		掲載誌一覧	62 - (	5							
LE~	※ご覧になりたいL	EX/DBの文献番号(B桁)を半	角で入力レマノケー								

### 目的の判例が表示されたら全文をクリックしてください。

ткса. LEX/С	<sup>#情報データベース</sup> )B <b>インター ネ</b> ット				収録デ	ータに関するご指摘 ヘルフ	7	ログアウト
データベース	の選択 > 検索項目の入力 [判例総合検索] >	検索結果一覧					〔哲	索条件確認〕
	紋込み クリア	裁判結果による絞込み すべて	~			[1-1 <b>(20件表示)] 盠</b> 先	調~ 【【前	かん 次へ 🕨
検索結果は	<mark>1 件です。</mark>	道訳 道訳 道訳 全選訳 全クリア ●1次載1つあ	た書誌の表示 示 📀 まとめて表示			表示件数 20件 ~	並びね 戦判年月日(新	玆 fしい順) ▼
選択		〔上段〕:事件名/著名事件名 〔中段〕:文献番号、裁判年月日、素	战利所名、事件番号、審級、裁利結果	〔下段〕:利示・要旨・事案の概要/裁決			直接表示へ	
	退去強制令書発付処分取消等請求事件/国籍	法達廖訴訟最高裁大法廷判決					書誌	全文
	28141352         干成20年 6月 4日           国籍法 3条 1項が、日本国民である父と日本国目 ることは…         (場)           (第一報)干成17年4月13日 東京地 >> (橋餅報)干成18年2         (橋)	最高級大速経 平成10年(行か)第105号 民でない母との間に出生した後に父から認知された子につき、父母の <u>120日 東京高</u> ≫(注客部)平成20年6月4日 最高大	上告春 D婚姻により蒲出子たる身分を取	破棄自判 得した場合に限り日本国籍の取得を認め	¥1例集POF 評釈 ていることにより国籍の取得	被刑用 掲載誌 に関する区別を生じさせてい		
	☆#〒毎 <i>〒-</i> ァへ- ☆ ひB <i>インターネッ</i> ト				LEK/DB インターネットに関する	Copyright (D) 1999 TKC 知的所有権その他一切の権利は特式会社TM	) Corporation All Ri べつおよび情報提供者	ights Reserved. 台口晩隠します。

#### 判決の全文が表示されます。

TKCは非常素データヘース LEX / DBインターネット	収録データに関するご指摘	ヘルプ	ログアウト
データペースの選択 〉徳奈項目の入力 [ 利例総合検索 ] 〉徳宗総果一覧 〉書誌表示 〉全文表示		→ 印刷	[ 検索条件確認 ]
(全文)			
【文献番号】 28141352			
退去线制冷書発付処分取消等請求事件 最高裁判所大法廷平成18年(行ツ)第185号 平成20年6月4日判決			
± 文			
原判決を破棄する。 被上告への接訴を棄却する。 控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。			
理 由			
上告代理人山口元一の上告理由第1ないし第3について 1 事案の概要 本件は、法律上の婚姻関係にない日本国民である父とフィリビン共和国籍を有する母との間に本邦において出生した上告人が、出生後父から認知されたことを理由として平 藉取得届を提出したところ、国籍取得の条件を備えておらず、日本国籍を取得していないものとされたことから、被上告人に対し、日本国籍を有することの確認を求めている	<sup>2</sup> 成15年に法務大臣あ 事案である。	てに国	

#### また、民集を pdf で表示させることもできます。先ほどの画面で書誌の方をクリックしてください。

ткс жин LEX / DI	<sup>##データベース</sup> 3 インター ネット								収録データ	に関するご指摘	ヘルプ		ログアウト
データベースの	)選択 > 検索項目の入力 [ 4	刚総合検索1>	・検索結果一覧									[ #	(索条件確認)
	紋込み	リア		裁判結果による絞込み すべて	~					[1-1(20件表示	5)] 🔺 先朗	in 🔳	前へ 次へ ▶
検索結果は	<mark>1 件です。</mark>		〔上錄]:事件名/2	選択 全選択 全クリア   ◆   ③名事件名 (中総):文献書号, 裁判	選択した書誌の表示 1文献ずつ表示 → まとめて表示 1年月日、裁判所名、本件番号	<b>〕</b> 富級、裁判編	- 果 (下位):利示・栗谷・本学の顧専/お泳			表示件	☆ ▼ <u>裁</u> :	並び 削年月日(新 <b>本始ま</b> 示へ	<sup>読え</sup> 行しい順) ▼
	退去強制令書発付処分取消	<b>等請求事件/国</b> 篘	· 法違憲訴訟最高裁大法	廷判決								書誌	全文
	20141352 平成2 国籍法3条1項が、日本国民 ることは… (第一事) <u>平成17年4月13日 東京</u> 地	0年 6月 4日 である父と日本国 > (接訴事) <u>平成18年2</u>	局高級大法廷 民でない母との間に出生し 月28日 東京高 >> (上告審)平成:	平成18年(行り)第135号 、た後に父から認知された子につ? 20年6月4日 義政大	上告報 き、父母の婚姻により嫡出:	子たる身分を		¥(例集POF )ていることによ	詳釈 り国籍の取得に関	被II用 掲 引する区別を生じさ	NAIZ ごせてい		
TACAR	157-90-X									Oopyright ()	D) 1999 TKC O	orporation All P	ights Reserved.

LBK/DBインターネットに関する知的所有権その他一切の権利は特式会社TKCRよび情報提供者に原雇します。

TKC 法律情報データベース -EX <mark>/ DB インター ネット</mark>			収録データに関するご指摘	ヘルブ	ログアウト
- - -タベースの選択 > 検索項目の入力 [ 判例総合検索 ] > 検索線	<u>果一覧</u> > 書誌表示			→ 印刷	[ 検索条件確認 ]
→ 文 へ ② 利用詳状等へ	[1文献中の1文献目]	▲  先頭の文献	▲前文献 次文[	試 ▶	
【裁判結果】 【上訴等】 【裁判官】 【少教意見等】	2. 日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に 憲法14条11項に違反する区別を生じさせている部分、すなれ れるとさば、国籍法3条11項に基づいて日本国籍を取得する。 破棄自判 確定 島田仁郎 横尾和子 藤田宙靖 甲斐中辰夫 泉徳治 オロ千晴 泉徳治、今井功、那術紀平、浦井紀夫、田原睦夫、近藤崇晴(補足 日)	から認知された子は、国籍法3条11項所定の国籍取得の要件の うち父母の婚姻により織出子た2身分を取得したという部分(2 (1、2につき補足意見、意見及び反対意見がある。) 2月19日の一部の10月20日の「1000日」 津野修 今井功 中川了遊 堀籠幸男 古田佑紀 那尾山平 意見) 藤田宙靖(意見) 横尾和子、津野修、古田佑紀、甲	ううち、日本国籍の取得に 準正要件)を除いた要件が 涌井紀夫 田原睦夫 近朝 裴中辰夫、堀龍幸男(反対	 関して 満たさ	^
【档藏文献】	<u>家庭裁判月報60巻9号49頁</u> 裁判所時報1461号3頁 判例時報2002号3頁 <u>判例タイムズ1267号92頁</u> 最高裁判所民事判例集62巻6号1367頁 器務月報56巻7号2483頁 最高裁判所裁判集民事228号13頁 裁判所行321年民事228号13頁	pdfのリンクをクリック!			
【評釈等所在情報】	日本時度2110年 日本国憲法14条 日本国憲法31条 国籍法3条(円成20年法律88号改正前) 国籍法3条(円成20年法律88号改正前) 国籍法3条(日成20年後報) 地球時代最高期所入設計 平成10年(中7)第136年 平成20年6月4日特別 (第一部1家7地方對時間下本10年(中7)第136年 平成20年6月4日特別 (第一部1家7地方對時間下本10年(中7)第136年 平成20年6月4日特別 (第一部1家7地方對時間下本10年(中7)第136年 平成20年6月4日特別 (第一部1家20年5月) 田童慶一・戸澤時特紀629号80頁 国籍法3条11項遺憲部1次 種遺・法学セミナー645号126頁 国籍法選憲訴訟最高数大法廷判決				

pdf をダウンロードして表示させます。また、こちらでは上告理由も収録されています。

	8
	8
○退去強制令書発付処分取消等請求事件	
(平成18年(行ジ)第135号 破棄自判) (同20年6月4日大法延判決 破棄自判)	
【上告人】 被控訴人 原告 X 代理人 山口 元一 ほか	8
【被上告人】 挫 訴 人 被 告 国 代理人 具阿彌 誠 ほか	10
【第 1 審】 東京地方載桐所 平成17年4月13日制決	8
【第 2 書】 東京高等裁判所 平成18年2月28日制決	8
O 判示 事項	8
1 国籍法3条1項が、日本国民である父と日本国民でない	8
母との間に出生した後に父から認知された子につき、父	18
母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した(単正のあっ	10
た)場合に服り日本国籍の取得を認めていることによっ	8
て国籍の取得に関する区別を生じさせていることと憲法	8
14条1項	8
2 日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した	10
後に父から認知された子は、日本国籍の取得に関して憲	8
法14条1項に違反する区別を生じさせている、父母の	10
婚姻により確出子たる身分を取得したという部分(準正	8
要件)を除いた国籍法3条1項所定の国籍取得の要件が	8
満たされるときは 日本国籍を取得するか	18
〇則決要旨	10
1 回路は3巻1項が 日本国民である父と日本国民でない	8
母との際に出生した後に分から説知された子について、	8
公共の所知に上日線出来たる良公を取得した (准正の	10
えった) 場合に同じ度用による男力を取得した(中立の	8
のうた)場合に成り通信により日本回帰の収得を起めて	8
いることにようし、認知されたにことよってと手上の	8
あった十との間に日本回顧の取得に関する区別を主じる	8
せていることは、遅くとも上告人が困難収得施を提出し	10
た平成15年当時において、憲法14条1項に進反して	8
民氧42巻6号 1367(1)	
	1
å	

次に、判決時の国籍法の条文をみてみましょう。書誌の画面で、参照法令の項目を表示させてください。参照法令へのリンクがあります。

ткс 法律情報データベース _EX <b>/ DB インターネット</b>			収録データに関するご指摘	ヘルブ	<b>ログアウト</b>
- - ータベースの選択 > 検索項目の入力 [ 判例総合検索 ] > 検索網	<u>去果一覧</u> 〉書誌表示			→ 印刷	[ 検索条件確認 ]
→ 全文へ ②利制詳択等へ	[1文献中の1文献目] ▲ 先期の2	前の文献	▲前文献 2	欠文献 🕨	
【裁判結果】 【上訴等】 【裁判官】 【少数意見等】 【掲載文献】	2. 日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子は、国籍法会条1項所定の国籍 憲法14条1項に違反する区別を生じさせている部分、すなわち父母の婚姻により機出子たる身分を取得したさ れるときば、国籍法会条1項に基づいて日本国籍を取得する。(1、2につき補足意見、意思以及び反対意見が 破棄自判 確定 島田仁郎 横尾和子 藤田宙靖 甲斐中辰夫 泉徳治 才口千晴 津野修 今井功 中川了滋 堀籠宰男 古田佑紀 泉徳治、今井功、加羽弘平、浦井松夫、田原睦夫、近藤宗靖(補足意見) 藤田宙靖(意見) 横尾和子、津野修、 見) 家庭裁判月報60巻9849頁 裁判所時報1461号3頁 判時時報2002号3頁 判時時報2002号3頁 判時時報2002号3頁 影為我判所任意事出的進62差6月136万頁 最高裁判断任意事出の進62差6月136万頁 認為利税65巻7号2483頁	■籍取得の要件の こという部分(準 がある。) 彩 彩 記 一 第 部 代 (準 ・ 、 二 と い の 部 分 (準 ・ 、 、 ) ・ 、 ・ ) ・ 、 ・ ) ・ 、 ・ ) ・ 、 ) 部 分 ( 準 、 、 ) が あ 。 ) ・ 、 ) ・ 、 、 ) ・ 、 、 ) ・ 、 、 う ・ 、 、 う ・ 、 、 う ・ 、 、 う ・ 、 、 う ・ 、 、 う ・ 、 、 う ・ 、 、 う 、 、 、 う 、 、 、 、 、 、 う 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	うち、日本国籍の取組 正要件)を称いた要件 商井紀夫 田原睦夫 進中辰夫、瑞龍幸男(	厚に関して 牛が満たさ 近藤 <del>宗</del> 町 反対意	~
【参照法令】	取商数4707847時時5年223513員 計判時代 - 1442 日本国憲法10条 日本国憲法12条 日本国憲法24条 国籍法3条(平成29年法律88号80正前) 国籍法3条(平成29年法律88号80正前) 国籍法3条(平成29年法律88号80正前) 国籍法3条(平成29年法律88号80元前) 国籍法3条(平成29年法律88号80元前) 国籍法3条(平成29年法律88号80元前) 日第37日第458年代の29号80百 国籍法3条(平成29年5年代の20年14月13日時於) 10年37日前日 日第35日2月1日 月重日第3条(平成29号80百 国籍法3条(平成29号80百 国籍法3条(平成29号80百 国籍法3条(平成29号80百 国籍法3条(平成29号80百 国籍法3条(平成29号80百 国籍法3条(平成29号80百 国籍法3条(平成29号80百 国籍法3条(平成29号80百 国籍法3条(平成29号80百 国籍法3条(平成29号80百 日子第4号85 1255				

LEX/DB インターネットは Super 法令 Web と連携しているので、そのまま条文を参照することができます。 今回の判決は平成 20 年6月4日に出されていますので、平成 17 年4月1日施行が判決時のものになります。

施行 各施行 また、	年月日選択 テ年月日時点の本文を確認する場合は、施行年月日のリンクを押して 公布法令を確認する場合は最終改正のリンクを押してください。	itan,	
法令:	名称 国籍法 (昭和25年5月4日 法律第147号) 第3条		
			91
検索	結果	1~10件目711件 11 2 《最初 《前本】 法公 《最近》	
No.	施行年月日	最終改正	
1	金和4年6月17日施行	金和4年6月17日法律第68号	1
2	<u> 金和4年4月1日施行</u>	<u>平成30年6月20日法律第59号</u>	1
3	平成30年6月20日施行	<u>平成30年6月20日法律第56号</u>	1
6	<u>平成27年4月1日施行</u>	<u>平成28年6月18日法律第70号</u>	1
5	平成21年1月1日施行	王成28年12月12日法律第88号	1
6	重式200年10月10日1 <del>期</del> 行	平成20年12月12日法律第80号	1
1	<u>平成17年4月1日施行</u>	<u>平成16年12月1日法律第147号</u>	1
8	115x64-10-51-51811	<u>平成5年11月12日法律第89号</u>	1
9	昭和60年1月1日施行	<u>昭和69年5月25日法律第45号</u>	1
10	昭和27年8月1日施行	<u> 强和27年7月31日法律第288号</u>	1

間じる

#### クリックすると国籍法3条が表示されます。

国籍法	表示 検索 出力 新田 閉じる
<b>制定</b> 昭和25年5月4日法律第147号	
<b>县级砂本</b> 亚式10年19日1日注注第147号	
<b>施行</b> 平成17年4月1日施行	1/1ページ 《前へ 次へ》
条項目次     沿革     関連情報       全選択/全解除     絞込み表示       全文     ヘ       第一条(この法律の目的)	<ul> <li>(準正による国籍の取得)</li> <li>第三条 父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で二十歳未満のもの(日本国民であつた者を除く。)は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。</li> <li>2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。</li> </ul>
□ <u>第二条(出生による国籍の取得)</u>	(昭五九法四五・追加) <del>(帰代)</del>
第三条(準正による国籍の取得)         第三条(帰化)         第五条         第六条         第七条         第九条         第十条         第十条         第十二条         第十三条         第十三条         第十三条         第十三条         第十三条         第十三条         第十二条         第十二条         第十二条         第十二条         第十二条         第十二条         第十二条         第十六条	<ul> <li>第四条 日本国民でない者(以下「外国人」という。)は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。</li> <li>2 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。 (昭二七法二六八・一部改正、昭五九法四五・旧第三条繰下)</li> <li>第五条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。 <ul> <li>引き続き五年以上日本に住所を有すること。</li> <li>二 二十歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。</li> <li>三 二十歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。</li> <li>三 二十歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。</li> <li>三 二十歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。</li> <li>五 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。</li> <li>六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。</li> </ul> </li> </ul>
<ul> <li>         第十七条(国籍の再取得)         第十八条(法定代理人がする届出等)         第十九条(省令への委任)         第十九条(省令への委任)         団 附則         附則         (昭和二七年七月三一日法律第 二六八号)         町相町(昭和五七年七月三一日法律第         二六八号)         町 附相町(昭和五九年五月二五日法律第         ×      </li> </ul>	<ul> <li>2 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらすその国籍を失うことができない場合において、日本 国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる 条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。 (昭二七法二六八・一部改正、昭五九法四五・旧第四条繰下・一部改正、平一六法一四七・一 部改正)</li> <li>第六条 次の各号の一に該当する外国人で現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が前条第一項第一号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。</li> <li>- 日本国民であった要の子(養子太陰く )で引き続きゴ缶()と日本に住所又は民族太君するまの</li> </ul>

この条文は、この判決を受けて改正されましたので、ついでに改正後の条文も確認してみましょう。 左のタブの 「沿革」を選択し、平成21年1月1日施行にチェックを入れてください。

国籍法		_
	表示         検索         出力         新旧         閉じる	
制定 昭和25年5月4日法律第147号		
<b>最終改正</b> 平成20年12月12日法律第88号	1/1ペッジ (前へ、逆へ)	
施行 平成21年1月1日施行	· //· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
条項目次 沿革 関連情報	○国籍法 (昭和二十五年五日四日)	^
現行日本法規登載巻 1巻		
体系情報	第二世世世纪 第二世纪 第二世纪 第二世纪 第二世纪 第二世纪 第二世纪 第二世	
憲法	国籍法をここに公布する。	
N1-4-107		
治率情報 施行順 公布順	(この法律の目的)	
■ 公布法令 ■ ■	第一条 日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。	
施行年月日	(出生による国籍の取得)	
	第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。	
昭和25年7月1日施行 🕞	── 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。	
昭和27年7月31日法律第268号	二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。	
昭和27年8月1日施行	三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。	
<u>昭和59年5月25日法律第45号</u>	(昭五九法四五・一部改正)	
昭和60年1月1日施行 🕞	(認知されたすの国籍の収得) 第三条 父又は母が認知した子で二十歳未満のまの(日本国民であった者を除く、)は 認知をした父	
<u>平成5年11月12日法律第89号</u>	マは母が子の出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が現に日本国民であると	
平成6年10月1日施行 🕞	き、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍	
<u>平成16年12月1日法律第147号</u>	を取得することができる。	
平成17年4月1日施行 🕞	2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。	
<u>平成20年12月12日法律第88号</u>	(昭五九法四五・追加、平二〇法八八・一部改正)	
平成20年12日12日施行 🕞	(帰化) 第一次回答を「日本同日でない」がかいて「別同(」」というと、)は、「同(ひょう」が、日本の同族を取得よりをも	
平成21年1月1日施行 🖌	第四条  日本国氏でない者(以下「外国人」という。)は、帰じによつて、日本の国籍を収得すること 	
<u>平成26年6月13日法律第70号</u>	2 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。	
平成27年4月1日施行 🕞	(昭二七法二六八・一部改正、昭五九法四五・旧第三条繰下)	
<u>平成80年8月20日法律第59号</u>	第五条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。	
ನ್ ದೇಶಗಿರಗಾಗಿ ಕಾಗಿ 🖂 🗡	一 引き続き五年以上日本に住所を有すること。	~

#### 「見え消し」「改正条項のみ表示」にチェックを入れると改正箇所がわかりやすくなります。



#### 判例のデータベース検索を一通り見てきましたがいかがでしたでしょうか?最後に皆さんにお願いです。



データベースは、同時に何人まで使える、と決まっているものが多いので、終了の際には必ずログアウトをクリ ックしてください。